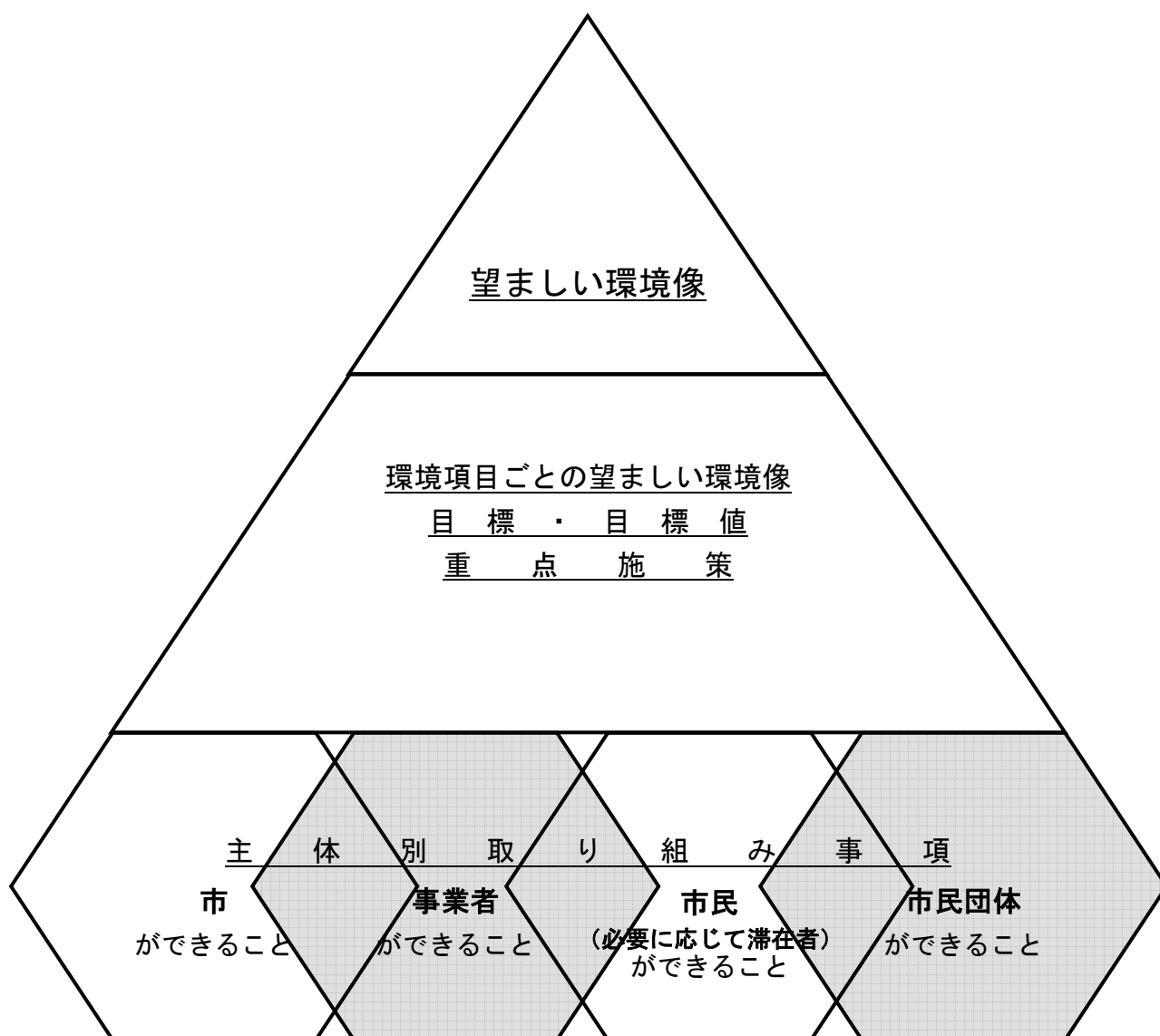


第4章 計画の進行管理体制及びその推進

第1節 計画の構成

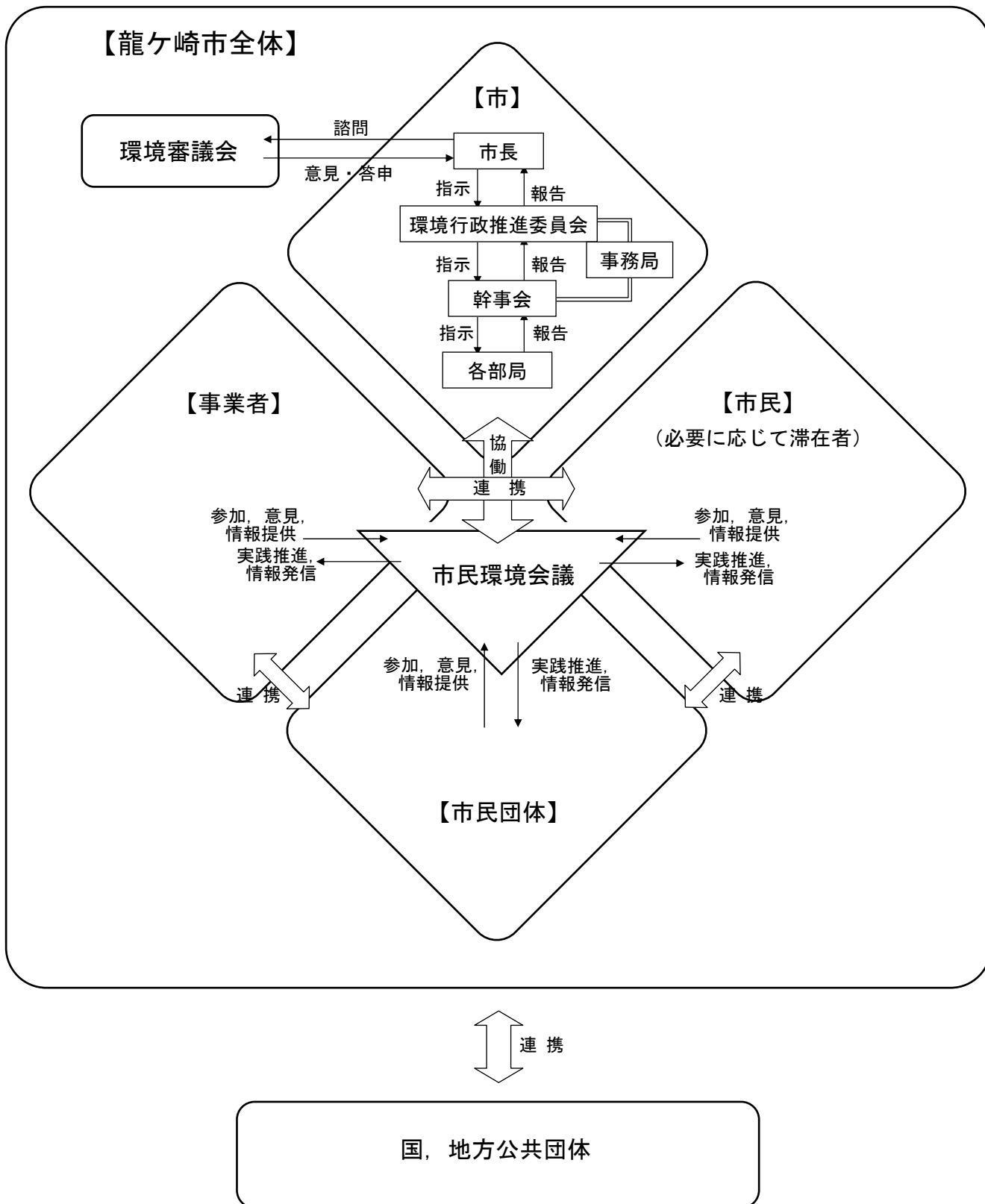
施策の方向性の実現のためには環境の項目ごとの目標・目標値を達成することが必要です。そのために重点施策に基づいた主体別の取り組み事項について実施計画（プログラム）を作成し確実な推進を促します。また、実施計画に基づいて取り組みが行われているかどうかを定期的に確認するために、計画の進行管理が最も重要です。

それら施策の方向性実現に近づけていくための方法について以下に示します。



【施策の方向性と各主体の取り組みの関連図】

第2節 計画の進行管理体制



計画の進行管理体制により主体別取り組み事項について具体的実施方法・実施スケジュール・管理責任者・担当者など（5W1H）を明確にし（実施計画の作成）、一つひとつ確実に実施していきます。

環境基本計画を実効性のあるものにするために「計画(Plan)」～「実行(Do)」～「結果の確認・評価(Check)」～「見直し・改善実施(Act)」を1年サイクルで活用し、継続的改善を促します。その結果として施策の方向性に近づいていきます。

実施状況について定期的に環境審議会，市民環境会議，庁内組織において目標の達成状況及び進行状況の確認を行います。計画の進行管理を行うことで，環境基本計画に定めた計画の進行を促します。

進行状況（成果）の確認結果より必要に応じて実施計画の見直しを行い，計画を強力的に推進します。以下に各組織の役割を示します。

★環境審議会

環境基本計画に基づいた施策の実施内容，進行状況などについて，公正かつ専門的な立場から調査・審議し，必要に応じ見直し・改善の答申を行います。

★環境行政推進委員会

関係部所で構成する庁内組織で，環境基本計画に基づいて実施される施策を総合的，計画的に推進するため様々な調整を行うとともに，施策の見直しにあたっての全庁的な総合調整を行います。

★幹事会

環境行政推進委員会が行う施策の見直しに必要な事項の調整並びに専門的な事項の調査及び研究を行います。

★市民環境会議

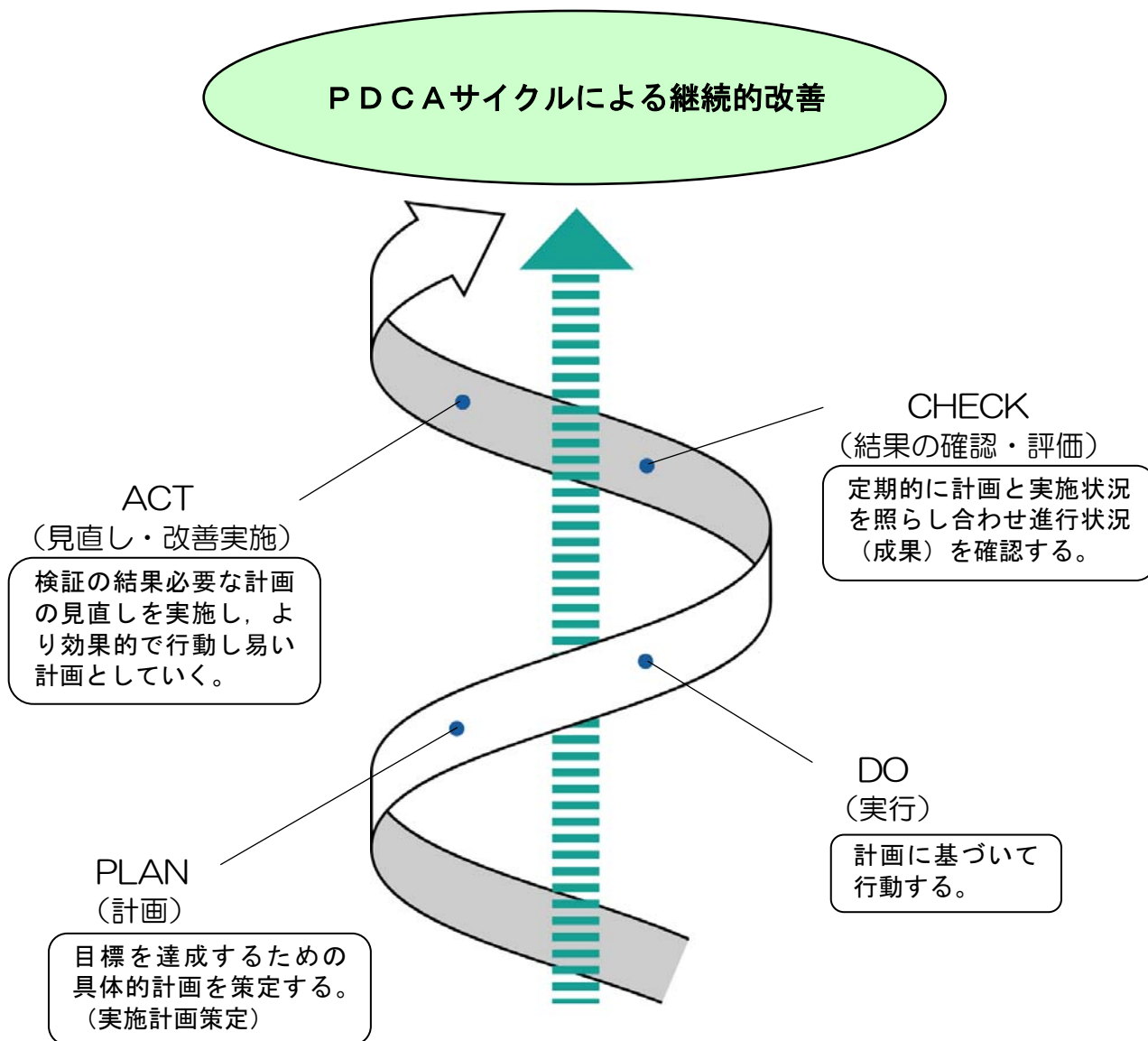
市，事業者，市民（必要に応じて滞在者），市民団体が環境に関する施策を効果的に推進するため，環境学習，環境の保全に関する啓発活動を推進するとともに，計画の推進に係る事業の企画立案（実施計画策定）及び行動に積極的に参加し，市，事業者，市民（必要に応じて滞在者），市民団体のそれぞれの意見を取り入れた計画推進を行います。また，実施計画に対する進行状況を定期的に検討（進行管理）し，必要に応じ実施計画の見直しを庁内組織と協働で行います。

★各部局

環境基本計画を基に環境行政推進委員会・幹事会，市民環境会議の意見を踏まえ，実現性を考慮し実施計画を策定し，実施します。また，事務局からの定期的な計画の進行状況についての問い合わせに対し回答を行います。更に事業の実施に対しては，環境基本計画に定めた内容に関わらず可能な限り環境への配慮を行います。

★事務局

環境基本計画に関するデータの取りまとめ、各委員会の開催調整、実施結果の公表など事務処理を行います。必要に応じて環境基本計画の見直しを検討します。



第3節 計画の推進

★市民及び市民団体・事業者の参加の推進

環境問題を効果的に解決していくには、市民及び市民団体、事業者が環境基本計画の担い手として積極的に参加することが必要です。市は環境基本計画の目的及び内容について、事業者、市民、市民団体、関係機関などに対して広報するとともにその趣旨の徹底に努め、さらなる連携を図ります。

また、環境に関する事業者、市民、市民団体の自主的な活動を支援するために、情報の提供、各主体間のネットワークづくりの支援など必要な措置について、それぞれの行政分野で施策として位置づけ、事業者、市民、市民団体参加の推進を図ります。

★環境情報に関する収集・調査及び研究の推進

長期的、科学的な視点のもとで環境施策を計画的に推進するために、環境情報の整備が必要となります。環境情報に関する調査研究は、都市活動や産業活動にともない様々に変化する環境汚染や新たに発生する問題を的確にとらえ、複雑化・広域化する環境問題に効果的に対処するための基礎となるものです。

将来を見据えた環境基本計画の推進に向けて、市は環境に関する情報の収集、分析及び提供方法について整備し、更に他の研究機関との積極的な交流、技術者の養成など、新しい環境問題に関する調査研究の機能充実に努め、市広報やインターネットを通じ広く事業者、市民に提供することが必要と考えられます。

★環境影響評価の推進

市、事業者、市民、市民団体は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模開発事業について、「茨城県環境影響評価条例」の適切な運用に努めるとともに、小規模な開発においてもできる限り環境への影響が少なくなるよう配慮に努めます。

★環境学習などの推進

事業者、市民、市民団体が良好な環境の保全及び創造について理解と認識を高め、環境に配慮した事業活動及び日常生活ができるよう環境学習などを推進するとともに、普及啓発事業の実施、人材の育成その他必要な処置を講じます。

★環境保全のための経済的措置

市は、事業者、市民が良好な環境の保全及び創造のために自主的な行動を推進するため、特に必要があるときは適正な経済的措置を講じます。

★国及び地方公共団体との連携

環境保全を図るための広域的な取り組みを必要とする施策については、国及び地方公共団体と連携してその推進に努めます。